

農業研修生（地域おこし協力隊員）募集要項

1 募集の背景

豊丘村は、西側を中央アルプス、東側を南アルプスに囲まれた長野県の伊那谷南部（南信州地域）の飯田市近郊に位置し、天竜川が形成した“日本一”と言われる階段状の地形“河岸段丘”上に発達した農村です。河岸段丘の中段地帯には農地造成により果樹団地が整備され、りんご、柿、桃、ぶどう、梨など果樹が栽培されています。その中でも特にりんごの栽培が盛んで、西日を受け、高い技術により栽培される豊丘村のりんごは品質が良いことで知られています。

また、柿については干し柿に加工され、全国ブランドの“市田柿”として全国各地に出荷され、高級特産品として高値で販売されています。

これら豊丘村の誇るおいしい果物を「ふるさと納税」の御礼品とした結果、現在では年間約9億3千万円（令和3年度）もの寄附金を集めるまでとなっています。

その一方で、当村の農業は、高齢化と農産物価格低迷による後継者の減少などから、年々農業従事者が減少傾向にあります。農業経営意向調査によれば、7割の方は後継者がおらず、10年後を見据えれば農業従事者が半減する可能性もあることから、農業後継者及び担い手の育成・確保が急務となっています。

そこで、地域農業の維持・発展を図るため、研修を通して農業を学びながら将来的に地域の担い手となっていただける方を「地域おこし協力隊員」として募集します。

数年後の独立就農のために、栽培技術・知識の習得を望まれる意欲ある方のご応募をお待ちしています。

2 業務概要

（1）業務場所（研修先）

株式会社市田柿本舗ぷらう（みなみ信州農業協同組合（以下「JAみなみ信州」といいます。）の関連会社）

（2）業務内容

数年後の独立就農に向けて、株式会社市田柿本舗ぷらうにおいて、主に「夏秋きゅうり」「市田柿」に係る栽培及び販売に関する座学、並びに実地研修を行う。

3 募集対象

下記に掲げる全ての要件を満たす方

- （1）年齢満20歳以上、60歳未満（令和5年4月1日時点）の方（性別は問いません）
- （2）3大都市圏をはじめとする都市地域等（条件不利地を含まない市町村）に在住の方で、豊丘村へ生活拠点を移し、住民票を異動できる方

※「地域おこし協力隊員」としての採用になるため、現在お住まいの地域によって

は採用対象から外れる場合があります。あらかじめご承知おきください。

- (3) 過去に、豊丘村またはJAみなみ信州が主催する就農・移住相談会等に参加したことがある方で、JAみなみ信州が募集する「令和5年度南信州担い手就農研修制度」に応募される方

※南信州担い手就農研修制度については、以下URLをご参照ください。

<https://shuunou.minamishinshuu.net>

- (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
(5) 居住地の自治会、隣組に加入し、地域活動に積極的に参加できる方
(6) 職場や地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために精力的に行動のできる方
(7) 最長3年間の活動期間終了後も豊丘村に定住し、就農する意欲のある方
(8) 土日祝日、早朝からの勤務等、不規則な勤務体制に対応できる方
(9) 普通自動車運転免許を取得している方（採用までに取得見込も含む。AT限定免許でも可）
(10) パソコン（ワード、エクセル、メール等）、インターネット（WEB、SNS等）の知識を有し、活用できる方

4 募集人員

若干名

5 勤務時間

原則、週5日間で1週間あたり38時間30分とします。ただし、農繁期につきましてはこの限りではなく、土日曜・祝日が休日とならない場合があります。また、早朝からの勤務、残業等もあります。

6 雇用形態及び期間

- (1) 身分は「地域おこし協力隊員」となり、豊丘村会計年度任用職員として村と雇用契約を結んだ後、研修先（株式会社市田柿本舗ぷらう）に出向いただきます。
(2) 期間は委嘱の日（採用日）から2年間です（活動状況を勘案し、協議により1年間延長が可能ですが、勤務態度等によっては延長を認めない場合もあります）。
(3) 勤務態度、生活態度等が協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であっても委嘱を取り消す場合があります。

7 報酬

月額 170,500円

※賞与、時間外勤務手当、退職手当等の支給はありませんが、研修先への通勤距離が片道2キロメートル以上となる場合は通勤手当を支給します。

8 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険・雇用保険・厚生年金に加入します（社会保険料等の本人負担分は給与から差し引かれます）。
- (2) 基本的には、村が用意する村内の住宅に居住していただき、協力隊員としての活動期間中は無償で貸与します。ただし、これ以外の住宅に居住される場合については、家賃等、個人負担が発生する場合があります（どちらのケースにおいても、光熱水費は個人負担です）。
- (3) 活動に要する経費は予算の範囲内において村が負担します。
- (4) 地域等での生活や通勤の移動手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込をお勧めします。

9 申込受付期間

令和4年11月8日（火）から令和4年11月22日（火）午後5時まで（当日消印有効）

※直接提出のほか、郵送で受け付けます。

10 採用日

令和5年4月1日

11 提出書類

①履歴書（A4版（縦））

指定の様式を使用し、写真（写真は3ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き）を添付してください。なお、自筆としてください。

②活動目標レポート

以下のテーマについてのレポートを2,000字以内で作成してください（任意様式）。

テーマ：「私が目指す農家像」

③現住所地の住民票（本籍及び続柄が記載されたもの）

④市区町村税の納税証明書（住所のある市区町村から課税されている全税目について滞納がない旨の証明書）

※応募書類は返却いたしません。当村にて責任をもって保管し、処分いたします。

12 選考について

(1) 第1次選考（書類審査）

書類選考の上、結果を文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接試験）

第1次選考合格者を対象に、第2次選考を豊丘村役場にて実施します。

※第2次選考に要する交通費等は申込者の負担になります。

(3) 最終選考の結果通知

選考結果については、受験者本人宛に文書で通知します。

※不採用となった場合の理由等はお答えできません。

13 応募先及び問合せ先

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神^{くましろ}稲3120番地
豊丘村役場 産業振興課 農政係 宛て（封筒に「農業研修生応募」とご記入下さい）
電話：0265-34-2520 / FAX：0265-34-2521
電子メール：teiju@vill.nagano-toyooka.lg.jp
担当：産業振興課 農政係長 辻元、農政係 松村
豊丘村公式ホームページ：<http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/>